

令和7年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

四日市市役所 財政経営部 資産税課

市税業務につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、固定資産税のうち「償却資産」の所有者は、令和7年1月1日（賦課期日）現在所有する「償却資産」について **令和7年1月31日（金）**までにその資産の所在する市町村長に申告していただくことになります。〈地方税法第383条〉

つきましては、この手引きをご参照のうえ、正しく申告していただきますようお願いいたします。

1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、四日市市内で工場や店舗などを経営している、またはアパートや駐車場を貸し付けているなど、法人や個人で事業を行っている方のうち「償却資産」を所有している方。

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産で、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

2. 申告期限 令和7年1月31日（金）

窓口（四日市市役所本庁舎2階④番窓口）での受付は、**令和7年1月6日（月）**から開始いたします。

期限間近になりますと混雑が予想されますので、**1月20日（月）**頃までにご提出くださいますようお願いいたします。

3. 提出していただく書類

(1) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の提出用

……… すべての方（自社電算による独自の用紙でも提出いただけます）

※前年中に資産の増減がない場合

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の備考欄の1を○で囲んで提出してください。

※1月1日現在に廃業または解散等の場合

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の備考欄の3を○で囲んで提出してください。

※1月1日現在に申告対象となる償却資産を所有していない場合

手引きの2ページ下段をご覧ください。

(2) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の提出用と入力用

……… 増加資産のある方、全資産申告をされる方、初めて申告される方

(3) 「種類別明細書（減少資産用）」の提出用と入力用

……… 減少資産のある方

4. 申告先及び問い合わせ先

〒510-8601（四日市市役所個別郵便番号） 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 財政経営部 資産税課 管理償却資産係 TEL（直通）：059-354-8139

※郵送で申告される方へ

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の控用に受付印が必要な方は、控用も一緒にお送りください。その際、返信用封筒に切手を貼って同封してくださるようお願いいたします。

○インターネットからの申告について

令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に**償却資産の増減がない方、該当資産がない方、廃業・解散・転出等をされた方**は下記のURL及びQRコードから令和7年度償却資産の申告を行うことができます。

URL <https://logoform.jp/form/7p72/614474>

QRコード



目次

○ 個人番号・法人番号の記入について	3
--------------------	---

～第1部～ 償却資産について、まずお読みください

I 償却資産のあらまし	
1. 償却資産とは	4
2. 申告の対象とならない償却資産	5
3. 国税との主な違い	6
4. 建築設備の家屋と償却資産の区分	7
5. 課税標準の特例と非課税	9
II 税額の計算	
1. 評価額の計算方法	10
2. 納税義務者・課税標準額・免税点・税額・納期	11
III 閲覧制度と納税通知書の送付について	11

～第2部～ 申告書類の記入要領について

I 償却資産申告書記入要領	12
II 種類別明細書(増加資産・全資産用)記入要領	14
III 種類別明細書(減少資産用)記入要領	16
実地調査協力をお願い	18
中小企業者等が新規取得した先端設備等に係る 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例制度について	18

償却資産を所有していない事業主の方へ

申告書が送られてきた方のうち、申告対象となる償却資産を所有されていない方は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄の「2 該当資産なし」を○で囲み、提出してください。

なお、今年度「2 該当資産なし」と申告された方には、来年度以降、申告書は送付いたしませんので、資産が増えたときは資産税課管理償却資産係までご連絡ください。

個人番号・法人番号の記入について

償却資産申告書(償却資産課税台帳)を提出いただく際には、個人番号・法人番号を申告書にご記入ください。

なお、償却資産申告書への個人番号・法人番号の記入が無い場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入は無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

1. 個人の方について

① 本人確認資料の添付について

マイナンバー法に定める本人確認(番号確認+身元確認)を実施します。

以下の確認資料の写し(コピー)を添付のうえ、提出していただきますようお願いいたします。窓口での申告の場合、コピー提出の代わりに確認資料を提示していただき、職員が確認させていただきます(この場合、写しの提出は不要です)。

○本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料(いずれか1点)	身元確認資料(いずれか1点)	
窓 口 ・ 郵 送	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(うら面) ・通知カード ・住民票(個人番号付き) 等 	+	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(おもて面) ・運転免許証 ・プレ印字された申告書(※) 等

※ 四日市市が送付した申告書(住所、氏名、所有者コードが印字しており、住所、氏名の訂正がないこと)を使用して申告する場合、身元確認資料は不要です。

○本人以外の代理人が提出する場合

	本人の番号確認資料 (いずれか1点)	代理人の身元確認資料 (いずれか1点)	代理権確認資料 (いずれか1点 原本)		
窓 口 ・ 郵 送	<ul style="list-style-type: none"> ・本人のマイナンバーカード(うら面) ・本人の通知カード ・本人の住民票(個人番号付き) 等 	+	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人のマイナンバーカード(おもて面) ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等 	+	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理権限証書(原本) ・委任状(原本) 等

○電子申告(エルタックス)の場合

本人提出、代理人提出の場合も本人確認資料の添付は不要です。(電子証明書等で確認します)

2. 法人の方について

本人確認資料(番号確認・身元確認)の添付は必要ありません。

3. 共有の方について

個人番号又は法人番号の記入は必要ありません。

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる「償却資産」とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の金額の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

種類	主な物件名(例示)
第1種 構 築 物	橋、岸壁、栈橋、ドック、軌道、貯水池、水槽、側溝、打込井戸、門、塀、フェンス、独立したキャノピー、庭園、緑化施設、舗装道路、舗装路面、駐車場舗装、煙突、広告塔、ネオン塔、その他土地に定着する設備など、貸借人が施工した建築設備など(7~8ページ参照)
第2種 機 械 お よ び 装 置	モーター等の電気機械、化学装置、工作機械、土木機械、建設機械、印刷機械、燃焼装置、冷凍機、運搬設備(コンベアー、捲上機、起重機など)、太陽光発電装置、その他物品の製造・修理のための設備など
第3種 船 舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、ボートなど
第4種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船など
第5種 車 両 ・ 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するフォーク・リフト、ショベル・ローダなど、構内運搬車、台車など(自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く) ※詳しくは下の「小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分」を参照
第6種 工 具 器 具 備 品	測定工具、検査器具、切削工具、打抜工具、電圧計、動力計、机、椅子、応接セット、複写機、パソコン、プリンター、冷蔵庫、自動販売機、テレビ、ビデオ、カラオケ、冷暖房機器、音響機器、理美容機器、医療機器、厨房用品、電話設備、コンテナ、金庫、ボンベ、ドラム缶など

(1) 特殊自動車の取扱い

フォーク・リフト、ショベル・ローダ、ロード・ローラ、ホイール・クレーン等の事業用の特殊自動車にかかる税は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分されています。小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

<参考> 小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
車両の長さ	4.7メートル以下	左記の規格を ひとつでも超えるもの ナンバー取得車は分類番号が次のもの 0、00~09、000~099 9、90~99、900~999
車両の幅	1.7メートル以下	
車両の高さ	2.8メートル以下	
最高速度	時速15キロメートル以下	

軽自動車税(種別割)	固定資産税(償却資産)
軽自動車税の申告をしてナンバー交付を受けてください(ナンバーは道路を走行しない場合でも必要です)。	償却資産として申告してください(ナンバーの有無にかかわらず申告してください)。

※農耕作業用自動車の場合は大きさの要件がなく、最高速度が時速35キロメートル未満のものは小型特殊自動車となります。

(2) 「遊休資産」「未稼働資産」の取扱い

一時的に稼働停止している「遊休資産」、及び取得後まだ稼働していない「未稼働資産」でも事業の用に供することが可能な資産（今後使用可能なもの）は、申告の対象となります。

(3) 「償却済み資産」「簿外資産」の取扱い

減価償却が終了した資産（「償却済み資産」）や「簿外資産」でも、その資産をまだ事業の用に供しているか、または事業の用に供することが可能なものであれば、申告の対象となります。

(4) 「現実に減価償却を行っていない資産」の取扱い

現実に減価償却をおこなっていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象となります。

(5) 「法人税」または「所得税」が課されない法人または個人が所有する資産の取扱い

「法人税」または「所得税」が課されない法人または個人が所有する資産であっても、地方税法の規定により償却資産に該当するものは、すべて申告の対象となります。

(6) 「建設仮勘定」の取扱い

企業会計上、「建設仮勘定」として経理されている資産であっても、その一部または全部が、賦課期日（1月1日）現在において実際に事業の用に供しているか、または事業の用に供することができる状態にある場合には、これに対応する金額が申告の対象となります。

(7) 「割賦販売等で購入した資産」の取扱い

「所有権留保付割賦販売」によって購入した資産を事業の用に供しているか、または事業の用に供することができる状態にある場合には、買主の方から申告していただきます。

(8) リース契約等により「貸し付けている資産」の取扱い

リース契約等により、他の事業者に事業用として貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関係なく、貸主の方から申告していただきます。

※ただし、契約期間終了後、貸主から借主へ無償譲渡されることがあらかじめ定められている場合は、実質的に「所有権留保付割賦販売」となりますので、当初から借主の方から申告していただきます。

(9) 駐車場やアパート、マンション等を経営されている方へ

駐車場やアパート、マンション等を経営されていて、賦課期日（1月1日）現在、事業用の償却資産（アスファルト舗装、外構（フェンス）工事、植込工事、自転車置場、ごみ置場、屋外給排水、ガス設備等）を所有されている場合、これらの資産が申告の対象となります。

2. 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- (3) 繰延資産（創立費、開業費等）

3. 国税との主な違い

固定資産税(償却資産)は、国税の取扱いとは減価率等において相当異なる部分があります。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	◇定率法(減価率は『固定資産評価基準』で定められているもの<10ページの減価率表>をご参照ください)	◇定額法・定率法の選択制 (建物並びに平成28年4月1日以降に取得する建物付属設備及び構築物を除く) 【定率法選択の場合】 ・H24.4.1以降に取得 定率法(200%定率法)を適用 ・H19.4.1からH24.3.31までに取得 定率法(250%定率法)を適用 ・H19.3.31以前に取得 旧定率法を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却(注2)	認められます	認められます(所得税・法人税)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)、一部合算も可
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	金額にかかわらず認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は固定資産税(償却資産)では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されますので、税務署長への届出書の写しを提出してください。

<参考> 償却方法と取得価額による申告対象の一覧

税務会計上、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のものは申告の必要はありません。ただし、取得価額にかかわらず個別に減価償却しているもの、中小企業者等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の「少額資産」について損金算入を選択できる特例制度(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5の適用)は、固定資産税には適用されませんので、従来どおり耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください(下図参照)。

取得額	30万円未満		個別に減価償却しているもの【申告対象】
	中小企業者等の少額資産特例【申告対象】 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)		
20万円未満	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)【申告対象外】	一括償却資産(3年償却)【申告対象外】 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満	一時に損金算入【申告対象外】 (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)		
1円(備忘価額)			

4. 建築設備の家屋と償却資産の区分

(1) 建築設備の範囲

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備など、家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいいます。

(2) 建築設備の家屋と償却資産の区分

建築設備は、固定資産の取扱い上、次の区分により家屋と償却資産とに分離して課税されます。

①家屋に含めて評価するもの

「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」「家屋の効用を高めるもの」をいいます。

イ。「家屋の所有者が所有する」とは、家屋の所有者が当該建築設備の所有権を有するものをいいます。

ロ。「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」の判断について

a. 当該家屋の特定の場所に固定されているものをいいます。

取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるものは家屋に含みません。

b. 屋外に設置された配線および配管や家屋から独立して設置された焼却炉などは、家屋と構造上一体となっているものではないので含みません。

c. 給湯器や空調設備の室外機など屋外に設置されたものであっても、配線および配管などにより屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について判定します。

d. 電球や蛍光管のような消耗品に属するものは含みません。

ハ。「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を備えることによって、家屋自体の利便性が高まるものをいいます。したがって、特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含みません。

例えば、店舗のネオンサイン、病院における自家発電設備、工場における受変電設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルにおけるエレベーターの受変電設備、厨房設備、洗濯設備等がこれに該当します。

②償却資産として申告していただくもの

上記①の「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」という **3つの条件を全て満たす場合以外は償却資産**として申告していただくこととなります。

「家屋の所有者が所有する」建築設備が償却資産として申告していただくものに該当するかどうかは、8ページの区分表を参考にしてください。

(3) 賃借人(テナント)等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナント)が、自ら事業の用に供するために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等は8ページの区分表にかかわらず賃借人の方(テナント)に償却資産として固定資産税が課税されます。〈地方税法第343条第10項、四日市市税条例第54条第8項〉

- ・賃借人の方(テナント)はこれらの設備を他の一般資産と併せて申告してください。
- ・設備の耐用年数について、耐用年数省令に応じた年数を記入のうえ申告してください。

*** 償却資産と家屋の区分表**

家屋と建築設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。

区分	項目	償却資産として申告するもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	自家発電用設備、受変電設備 (配線等も含む)	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、 スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備
	電話配線設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配管、配線、ボックス類
	中央監視制御装置	制御装置(配線等を含む)	
	拡声器配線設備	マイクロホン、スピーカー、 アンプ等の機器	配管、配線、ボックス類
	工業用テレビ配線設備	テレビ、カメラ	配管、同軸ケーブル、接栓、 ボックス類
衛生設備	給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外 水道管、屋外排水管、独立給水槽	左記以外の設備
	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、 メーターから外側の配管	左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
	衛生設備		設備一式
空調設備	冷暖房装置	ルームエアコン	パッケージエアコン、 中央熱源方式によるもの
	換気設備		設備一式
防災設備	火災報知装置	屋外の装置(配線等を含む)	屋内の装置(配線等を含む)
	消火装置	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
	炭酸ガス消火装置	炭酸ガスボンベ	炭酸ガスボンベ用架台、配管、 バルブ、ノズル、サイレン、押ボタン
	避雷針設備		設備一式
運搬設備	運搬設備	生産ライン用リフト、 ベルトコンベアー、 荷物用エレベーター、気送子	エレベーター、リフト、 エスカレーター、気送管設備
特殊設備	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (百貨店、旅館、飲食店、病院等)	左記以外の設備
	金庫扉	夜間金庫	扉、格子戸、化粧版、マンホール扉
	簡易間仕切り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達する程度のもの

5. 課税標準の特例と非課税

(1) 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます(下表参照)。このような資産を取得された場合は、償却資産申告書の「11 課税標準の特例」欄の「有」を○で囲み、種類別明細書(増加資産、全資産用)の課税標準の特例コード欄に下表右端の特例コードを記入し、当該資産に関する「関係官公庁へ提出した書類(設置届出書、設置許可書等)の写し」、「資産のカタログの写し」等を添付してください。適用要件の詳細については、資産税課管理償却資産係にお問い合わせください。

◆課税標準の特例の対象となる主な償却資産(抜粋)◆			○令和3年度申告分より特例コードが変更になりました。				
設備の名称	取得時期	適用期間	課税率	地方税法適用条項	旧特例コード	特例コード	
内航船舶		無期限	1/2	349の3⑤	404	003	
公共の危害防止施設(汚水処理装置)	R6.4.1～R8.3.31		1/2	附則15②(わがまち特例)		116	
	R4.4.1～R6.3.31		1/2	R6改正法20③(わがまち特例)		101	
	R2.4.1～R4.3.31		1/2	R4改正法13④(わがまち特例)		080	
" (大気汚染指定物質の排出抑制施設)	H30.4.1～R2.3.31		1/2	R2改正法14⑧(わがまち特例)	528	063	
	H28.4.1～H30.3.31		1/2	30改正法20②(わがまち特例)	512	047	
" (ゴミ処理)	R6.4.1～R8.3.31		1/2	附則15②		117	
	R4.4.1～R6.3.31		1/2	R6改正法20③		102	
	R2.4.1～R4.3.31		1/2	R4改正法13④		081	
" (一般廃棄物)	R6.4.1～R8.3.31		2/3	附則15②		118	
	R4.4.1～R6.3.31		2/3	R6改正法20③		103	
	R2.4.1～R4.3.31		2/3	R4改正法13④		082	
" (産業廃棄物処理施設 廃石綿等)	R4.4.1～R6.3.31		1/2	附則15②		104	
	R2.4.1～R4.3.31		1/2	R4改正法13④		083	
	H30.4.1～R2.3.31		1/2	R2改正法14⑧	531	066	
" (産業廃棄物処理施設)	R6.4.1～R8.3.31		1/3	附則15②		119	
	R4.4.1～R6.3.31		1/3	R6改正法20③		105	
	R2.4.1～R4.3.31		1/3	R4改正法13④		084	
下水道除害施設	R6.4.1～R8.3.31			4/5	附則15②(わがまち特例)		120
大規模地震防災対策用資産(地対法等指定地域)	R2.4.1～R8.3.31		3年間	2/3	附則15⑤		086
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備	R6.4.1～R8.3.31	5年間	3/4	附則15①		121	
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備	R4.4.1～R6.3.31		3/4	R6改正法20②		107	
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備	R2.4.1～R4.3.31		3/4	R4改正法13③		087	
流通業務総合効率化事業による倉庫附属機械設備	H28.10.1～R2.3.31		3/4	R2改正法14⑦	515	050	
流通業務総合効率化事業による貨物運送設備	R2.4.1～R4.3.31		2/3	R4改正法13③		088	
流通業務総合効率化事業による貨物運送設備	H28.10.1～R2.3.31		3/5	R2改正法14⑦	516	051	
流通業務総合効率化事業による貨物運送設備(小規模総合効率化事業者)	R2.4.1～R4.3.31		3/5	R4改正法13③		089	
再生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw未満)(※1)	R6.4.1～R8.3.31		3年間	2/3	附則15⑤(わがまち特例)		122
再生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw未満)(※1)	R2.4.1～R6.3.31			2/3	R6改正法20⑤		090
再生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw以上)(※1)	R6.4.1～R8.3.31	3/4		附則15⑤(わがまち特例)		123	
再生可能エネルギー発電設備(太陽光1,000kw以上)(※1)	R2.4.1～R6.3.31	3/4		R6改正法20⑤(わがまち特例)		108	
熱電併給型動力発生装置	H31.4.1～R3.3.31	1/12		R3改正法12⑥	544	079	
家庭的保育事業の用に供する資産	(※2)	無期限	1/2	349の3⑦(わがまち特例)	522	057	
居宅訪問型保育事業の用に供する資産	(※2)		1/2	349の3⑧(わがまち特例)	523	058	
事業所内保育事業の用に供する資産	(※2)		1/2	349の3⑨(わがまち特例)	524	059	
企業主導型保育事業の用に供する資産	H29.4.1～R6.3.31	5年間	1/3	附則15⑫(わがまち特例)	525	060	
中小企業者等が新規取得した先端設備等	R3.4.1～R5.3.31	3年間	ゼロ	附則64(わがまち特例)		109	
	H30.6.6～R3.3.31	3年間	ゼロ	R3改正法12⑦	543	078	
中小企業者等が新規取得した先端設備等 ※詳細については、18ページ参照	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2	附則15⑬		113	
中小企業者等が新規取得した先端設備等 (賃上げ方針の表明をした場合) ※詳細については、18ページ参照	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3	附則15⑬		114	
	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3	附則15⑬		115	

<地方税法適用条項欄 凡例>

349の3⑤:第349条の3第5項 附則15①:本法附則第15条第1項 30改正法20②:平成30年度改正法附則第20条第2項

※1 太陽光発電装置の場合、自家消費型で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定を受けたものに限り、

※2 認可を受けた時点での資産、及び認可を受けた日以後に取得する資産

○再生可能エネルギー発電設備(風力、水力、地熱、バイオマス)の特例制度については、資産税課管理償却資産係へお問い合わせください。

※上記適用は令和6年4月1日現在ですので、延長または変更されることがあります。詳細につきましては、管理償却資産係までお問い合わせください。

(2) 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産を所有されている方は、「非課税資産認定申請書」を提出してください。前年前取得の資産についても「非課税資産認定申請書」は毎年提出していただく必要がありますが、添付書類は不要です。なお、非課税資産を所有する方は「非課税資産認定申請書」を送付しますので、資産税課管理償却資産係までご連絡ください。

Ⅱ 税額の計算

1. 評価額の計算方法

- ・ 申告していただいた資産を下記に示す「固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法」に基づいて1件ずつ計算し、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。
- ・ 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。
- ・ 個々の資産について算出した評価額の合計額が償却資産の「決定価格」となります。

固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法

前年中に取得したもの	取得価額 × (1 - 減価率 × $\frac{1}{2}$) ※
前年前に取得したもの	前年度評価額 × (1 - 減価率) ※

※()内の率を減価残存率といいます。()内は最後に小数点以下第4位を切り捨てます。

評価額の計算の注意点

平成19年度税制改正において、法人所得課税における減価償却制度の見直しがありましたが、固定資産税の償却資産については、従来の評価方法が維持されていますので、評価額の算出の際には以下の点にご注意ください。

◎下の減価率(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第七の旧定率法と同じ値)に基づいて算出してください。

◎評価額の最低限度額は取得価額の5%になります。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

* 減価率 (固定資産評価基準別表15 耐用年数に応ずる減価率表より抜粋)

耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率
		11	0.189	21	0.104
2	0.684	12	0.175	22	0.099
3	0.536	13	0.162	23	0.095
4	0.438	14	0.152	24	0.092
5	0.369	15	0.142	25	0.088
6	0.319	16	0.134	30	0.074
7	0.280	17	0.127	35	0.064
8	0.250	18	0.120	40	0.056
9	0.226	19	0.114	45	0.050
10	0.206	20	0.109	50	0.045

2. 納税義務者・課税標準額・免税点・税額・納期

(1) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

(2) 課税標準額

四日市市に所在する賦課期日(1月1日)現在の全資産の決定価格の合計額をいいます。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、適用後の額が課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(4) 税額

税額は、課税標準額(千円未満切り捨て)に税率をかけて求めます。(百円未満切り捨て)

四日市市の固定資産税の税率は $\frac{1.4}{100}$ です。

(5) 納期

税額を4回の納期(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただきます。ただし、提出期限後に申告書を提出された場合等には、必ずしも上記の日程で処理できないことがあります。

計 算 例

次の資産内容の場合、固定資産税(償却資産)は、下記のように計算されます。

※減価残存率は10ページ、評価額の計算方法の()内の率

	種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率(※)	評価額
1	1	アスファルト舗装	1	令和6年5月	3,000,000	10	0.897	2,691,000
2	6	エアコン	4	令和6年5月	639,920	6	0.840	537,532
(合計)								3,228,532

小数点以下切り捨て

$$\begin{array}{rcl} \text{課税標準額(千円未満切り捨て)} & \times & \text{税率}(1.4/100) = \text{税額(百円未満切り捨て)} \\ 3,228,000 & \times & 0.014 = 45,192 \Rightarrow 45,100\text{円} \end{array}$$

期別毎の税額については、年間の税額を納期の数で割って、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を第1期の納付額に合算します。

年税額	第1期	第2期	第3期	第4期
45,100(円)	12,100(円)	11,000(円)	11,000(円)	11,000(円)

Ⅲ 閲覧制度と納税通知書の送付について

申告物件の評価額および課税標準額等を掲載した、令和7年度償却資産課税台帳(評価調書)は、4月1日以降に閲覧することができます。なお、評価調書1件につき200円の閲覧手数料が必要となります。ただし、縦覧期間中(令和7年4月1日～第1期分の納期限の日)は無料です。納税通知書の発送は4月初旬の予定です。

※ 縦覧期間については、決定次第「広報よっかいち」等でお知らせします。市外の方は、四日市市のホームページをご覧ください。1ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 提出期限後に申告書を提出された方については、4月1日までに税額決定が間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

I 償却資産申告書記入要領

申告書は2枚複写（提出用・控用）となっていますので、提出用を提出してください。

- 3. 個人番号又は法人番号**
個人番号又は法人番号を記入してください。
- 4. 「事業種目(資本金等の額)」**
事業種目を具体的に記入してください。また、法人の場合は、資本金、出資金の額を記入してください。
- 5. 「事業開始年月」**
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。
- 6. 「この申告に回答する者の係及び氏名」**
申告書の内容についてお尋ねする場合がありますので、回答される方の所属・氏名・電話番号等をお書きください。
- 7. 「税理士等の氏名」**
経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

1. 「住所」
正確に記載されているか確認し、変更や誤りがあれば訂正してください。
記載されていない場合は郵便番号、住所及び電話番号を記入してください。

2. 「氏名」
正確に記載されているか確認し、変更や誤りがあれば訂正してください。
記載されていない場合は、個人であれば氏名を、法人であればその名称及び代表者氏名を記入してください。
また屋号があれば記入してください。

「取得価額」
(ロ)前年中に減少したもの
種類別明細書（減少資産用）の種類別の合計額と総合計額を記入してください。
(ハ)前年中に取得したもの
種類別明細書（増加資産用）の種類別の合計額と総合計額を記入してください。
(ニ)計((イ)-(ロ)+(ハ))
(イ)欄-(ロ)欄+(ハ)欄の種類別の計算結果と総合計額を記入してください。
※ 今回初めて提出される方は(ハ)(ニ)欄のみ記入してください。

「(ホ)評価額」
「(ハ)決定価格」
「(ト)課税標準額」
記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告される場合は(ホ)評価額は必ず記入してください。

令和 7 年 1 月 12 日

四日市市長宛 令和 7 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード 0123456789

2026年様式(提出用)

1 住所 (ふりがな) 〒510-0085 よっかいらしすわちょう 四日市市諏訪町1-5	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名 (ふりがな) よっかいちかぶしきがいしゃ 四日市株式会社 代表取締役 四日市 一郎 (屋号)	4 事業種目 (資本金の額) 製陶業 (百万円)	9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年 月 昭 和 46 年 9 月	10 非課税該当資産	有・無
	6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 四日市花子 (電話 351-1155)	11 課税標準の特例	有・無
	7 税理士等の氏名 三重 太郎 (電話 359-1155)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額			
	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	2,500,000		1,500,000	4,000,000
2 機械及び装置	38,000,000	2,000,000	3,000,000	39,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具			3,000,000	3,000,000
6 工具、器具及び備品	2,000,000	1,620,000	300,000	680,000
7 合計	42,500,000	3,620,000	7,800,000	46,680,000

15 四日市市内における事業所等
資産の所在地
① 諏訪町1-5
②
③

16 借用資産
(有・無)
貸主の名称等
東京都〇〇区〇〇町〇〇
〇〇リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
1 資産の増減なし 2 該当資産なし
3 廃業・解散・転出等(年 月 日)

「所有者コード」
記入する必要はありません。

8. 9. 10. 11. 12. 13. 14.
該当する方を○で囲み、8~12が「有」の場合はP6、9、10を参照してください。

15. 「資産の所在地」
市内で実際に資産のあるところを記入してください。

16. 「借用資産」
借用の有無について、該当する方を○で囲み、「有」の場合は貸主の住所、名称等を記入してください。

17. 「事業所用家屋の所有区分」
該当する方を○で囲んでください。

18. 「備考(添付書類等)」
次のような事項を記入してください。
①所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、旧氏名、または旧名称等。
②納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名。
③「短縮耐用年数承諾書の写」「増加償却の届出書の写」「非課税資産申請書」等添付した書類の名称。
④その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項。

(こんな時は)
①前年中に資産の増減がない場合
18備考欄の1を○で囲んでください。
②該当資産がない場合
18備考欄の2を○で囲んでください。
③1月1日現在に廃業、解散等の場合
18備考欄の3を○で囲み、その年月日を記入してください。

II 種類別明細書（増加資産・全資産用）記入要領

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記入してください。
初めて申告される方や毎年全資産申告されている方は、市内に所有するすべての資産を記入してください。課税標準の特例の適用がある資産を取得した場合もこの用紙に記入し「摘要」欄に適用条項を記入してください。

3枚複写（提出用・入力用・控用）となっていますので、上2枚を提出してください。

【耐用年数】
耐用年数表に定める耐用年数を記入してください。（中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用年数によっては、その見積耐用年数）
2年から9年の場合は前1桁に0を記入してください。

【どちらかに○印をつけてください。】

【資産の種類】
数字で記入してください。
構築物：1
機械装置：2
船舶：3
航空機：4
車両運搬具：5
工具器具備品：6

【資産の名称等】
20字以内で記入してください。

【取得年月】
資産を購入、製作した年月を記入してください。
年号は数字で記入してください。
明治：1
大正：2
昭和：3
平成：4
令和：5
取得月が1月から9月の場合は、前1桁に0を記入してください。

【取得価額】
資産を取得するために要した額（引取運賃、運送保険料、据付費等を含む）を記入してください。
国庫補助金等で取得した資産で圧縮記帳を行っている場合は、圧縮額も取得価額に含めてください。

令和7年度		所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1枚のうち	
0123456789				四日市市										四日市株式会社		1枚目	
行番号	種類	資産コード	資産の名称等 (20文字以内で記入してください。)	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月					率	コード				
01	1		駐車場アスファルト	1	5	06	03	1 100 000	10	0.				1・2 3・4			
02	1		フェンス	1	5	06	04	400 000	10	0.				1・2 3・4			
03	2		乾燥機	1	5	06	05	2 000 000	09	0.				1・2 3・4			
04	2		ボールミル	1	5	06	10	1 000 000	08	0.				1・2 3・4			
05	5		フォークリフトN012	1	5	06	02	1 600 000	04	0.				1・2 3・4			
06	5		フォークリフトN03	1	5	06	11	1 400 000	04	0.				1・2 3・4	蕨野より 移動		
07	6		応接セット	1	5	06	03	300 000	05	0.				1・2 3・4			
08									0.					1・2 3・4			
09									0.					1・2 3・4			
10									0.					1・2 3・4			
11									0.					1・2 3・4			
12									0.					1・2 3・4			
13									0.					1・2 3・4			
14									0.					1・2 3・4			
15									0.					1・2 3・4			
16									0.					1・2 3・4			
17									0.					1・2 3・4			
18									0.					1・2 3・4			
19									0.					1・2 3・4			
20									0.					1・2 3・4			
小計				7				7 800 000									

年号は、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和

注意「増加事由」の欄は、1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他のいずれかに○印を付けてください。

【所有者名】
氏名または名称を記入してください。
また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

【減価残存率】、「価額」、「課税標準の特例」の「率」、「課税標準額」
記入する必要ありません。
ただし、電算処理により全資産申告される場合は記入してください。

【課税標準の特例】の「コード」
9ページを参照して特例コードがおわかりになれば記入してください。

【増加事由】
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受け入れ
4:その他
いずれかに○印をつけてください。

【摘要】
次のような事項を記入してください。
1. 課税標準の特例の適用がある資産を取得した場合は、適用条項。(9ページ参照)
2. 増加償却の届出をした資産はその旨の表示。(6ページ参照)
3. その他価額の決定に必要な事項。

Ⅲ 種類別明細書（減少資産用）記入要領

令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に減少した資産を記入してください。
 記入にあたっては、前回の申告に基づいた「償却資産種類別明細書（資料用）」を同封してありますので、そちらより転記してください。
 今までの申告内容を訂正する場合は、同封してあります「償却資産種類別明細書（資料用）」を参考に、訂正後の内容をこの用紙に記入してください。また「償却資産種類別明細書（資料用）」の資産コードを転記し、訂正した内容を摘要欄に記入してください。
 3枚複写（提出用・入力用・控用）となっていますので、上2枚を提出してください。

「取得価額」
 減少した資産の取得価額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、減少分の取得価額を記入してください。

「所有者名」
 氏名または名称を記入してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

「抹消コード」（申告内容訂正の場合）
 今までの申告内容を訂正する場合は同封の「償却資産種類別明細書（資料用）」の資産コードを転記してください。

「抹消コード」
 「償却資産種類別明細書（資料用）」の資産コードを転記してください。

「数量」
 減少した資産の数量を記入してください。

「取得年月」
 「償却資産種類別明細書（資料用）」より転記してください。年号は数字で記入してください。
 明治：1
 大正：2
 昭和：3
 平成：4
 令和：5

令和7年度		所有者コード		種類別明細書（減少資産用）		所有者名		枚のうち				
0123456789				四日市市		四日市株式会社		1枚目				
行番号	種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	摘要	
					年号	年	月					
01	2	0025600101	プレス						09	1・2・3・4	1・2	耐用年数訂正
02	2	0025600102	ろくろ						09	1・2・3・4	1・2	耐用年数訂正
03										1・2・3・4	1・2	
04	2	0025600106	乾燥機	1	3	63	01	2,000,000	12	①・2・3・4	①・2	
05	6	0065000201	コピー機	1	4	02	07	100,000	05	1・②・3・4	①・2	
06	6	0068000101	パソコン	8	4	16	08	1,520,000	04	①・2・3・4	①・2	10台のうち8台をA社へ売却
07										1・2・3・4	1・2	
08										1・2・3・4	1・2	
09										1・2・3・4	1・2	
10										1・2・3・4	1・2	
11										1・2・3・4	1・2	
12										1・2・3・4	1・2	
13										1・2・3・4	1・2	
14										1・2・3・4	1・2	
15										1・2・3・4	1・2	
16										1・2・3・4	1・2	
17										1・2・3・4	1・2	
18										1・2・3・4	1・2	
19										1・2・3・4	1・2	
20										1・2・3・4	1・2	
				小計	10			3,620,000				

「摘要」
 申告内容を訂正する場合は、その内容を記入してください。

！資産の一部が減少した場合
 減少の区分の2を○で囲んでください。減少分の数量・取得価額、減少の事由を記載してください。
 （例：パソコン10台のうち、8台を別会社へ売却した場合）

「減少の事由及び区分」
 該当する番号を○で囲んでください。
 減少の事由 1：売却
 2：減失
 3：移動
 4：その他
 減少の区分 1：全部
 2：一部

注意「減少の事由」の欄は、1.売却、2.減失、3.移動、4.その他のいずれかに○印を付けてください。

減少の区分 1.全部、2.一部

実地調査協力のお願い

①実地調査及び帳簿確認調査について

四日市市では現在、地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について職員が事業所にお伺いしたり、電話や文書で帳簿(「固定資産台帳」、「減価償却資産明細書」、「貸借対照表」等の帳簿)のご提出を求めたりすることがありますので、その際にご理解とご協力のほどお願いします。

その結果、申告がなされていない資産があった場合や、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年に応じて遡及(最大5年度)することになりますので、あらかじめご承知ください。

②虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び四日市市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条及び同条例第72条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

中小企業者等が新規取得した先端設備等に係る 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例制度について

中小企業者等が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に、四日市市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、その新規取得設備に課税標準の特例が適用されます。

償却資産申告書(第26号様式)の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○を付けて、種類別明細書(第26号様式別表1)の該当資産の摘要欄に「法附則第15条」と記載してください。また、以下の書類も添付してください。

- ① 四日市市長に提出した先端設備等導入計画に係る認定申請書(写し)
- ② 四日市市長から交付された先端設備等導入計画に係る認定書(写し)
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書(写し)
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写し)

賃上げ表明「有り」の特例(特例割合:3分の1)を利用する場合は、上記①～④に加えて、以下の書類も添付してください。

- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)

リース会社が申告する場合は上記①～④に加えて、下記の書類も添付してください。

- ⑥ リース契約書(写し)
- ⑦ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し)

四日市市の償却資産(固定資産税)の申告は、eLTAXを利用して電子申告できます。

利用届出や申告手続き、休日運用日の情報は、eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

お問い合わせは、eLTAXヘルプデスク TEL:0570-081459

四日市市へのお問い合わせは、**財政経営部資産税課 管理償却資産係**

TEL:059-354-8139 FAX:059-354-8309

ホームページ:<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>